

令和8年度 労働安全衛生法に基づく安全衛生教育講座開催のお知らせ 低圧電気取扱業務特別教育



主催：(一社)飛騨地区労働基準協会連合会

労働安全衛生法では、労働者に「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に就かせる時は、その業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないと定めています。(労働安全衛生法第59条、安衛則第36条)

低圧とは、直流では750ボルト以下、交流では600ボルト以下の電圧をいいます。また、電気工事士等の資格を有している者でも、この特別教育を受けなければなりません。

当連合会では下記により特別教育を開催することとしましたので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

開催日程	令和8年8月21日(金) 午前9時00分～午後5時00分
実施場所	高山自動車短期大学(〒506-8577 岐阜県高山市下林町1155番地)
受講料	当労基協会連合会会員 1名につき8,500円(内消費税772円) 非会員 1名につき10,500円(内消費税954円) ※受講料の額には、テキスト代及び消費税10%を含みます。
受講定員	40名(定員になり次第締め切らせていただきます)
受付期間	令和8年6月22日(月)より受付開始

カリキュラム等

【学科】

1. 低圧の電気に関する基礎知識 [1.0時間]
2. 低圧の電気設備に関する基礎知識 [2.0時間]
3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 [1.0時間]
4. 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 [2.0時間]
5. 関係法令 [1.0時間]

【受講資格】

特になし

【特記事項】

1. 本教育は学科のみを行いますので、業務により1時間若しくは7時間以上の実技教育は各事業場で実施して下さい。
2. 受講者数が20名に満たない場合は実施できないことがあります。
3. 講師：高山自動車短大教員

【その他】

本教育は、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成対象となっておりますが、支給要件・手続き等の詳細は、ハローワークへお尋ねになるか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 自動車運転免許証等本人確認(氏名、生年月日、住所)ができる書面(写し)を添付して下さい。
- ◆ 受講料のお支払方法は銀行振込のみとなっております。下記の指定口座へお願いいたします。
振込口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ◆ インボイス対応
請求書又は領収証発行をご希望の場合は、申込の際にご連絡をお願いします。
- ◆ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料をご返金いたします。(この場合振込手数料を差引いた金額をご返金します)
- ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止とすることがあります。
- ◆ 申込先
〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
岐阜労働局長登録教習機関
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

低圧電気取扱業務特別教育受講申込書

講習日	令和8年8月21日 開催分			
受講者	フリガナ		修了証に旧姓等併記希望の場合	写真貼付欄 裏面に氏名を記入し、全面のり付けて貼付して下さい 3.0cm×2.5cm
	氏名		併記する旧姓氏名又は通称	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
	住所	〒□□□-□□□□		
	【連絡先】 電話・携帯 ()			
勤務先	事業場名			
	所在地	〒□□□-□□□□		
	連絡者名		電話番号 () -	
	当連合会会員区分	1. 会員 2. 非会員		

令和 年 月 日
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 殿

受講番号

No.

1. 写真の裏には、必ず氏名を記入して下さい。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
3. 旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓（通称）を併記した住民票、運転免許証等いずれかの公的証明書を添付して下さい。

受講に必要な書面を貼り付けて下さい。
(本人確認のための自動車運転免許証等の写し)

表	裏
---	---